

独立行政法人製品評価技術基盤機構会計規程

制定 平成13年4月 1日
最終改正 平成31年3月26日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の財務及び会計の処理に関する基準を定め、機構の財政状態及び運営状況に関し、真実な報告を行うとともに、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適 用)

第2条 機構の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号。以下「機構法」という。）、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号。以下「政令」という。）、独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成13年経済産業省令第109号。以下「省令」という。）及びその他関係法令並びに機構業務方法書に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(事業年度所属区分)

第3条 機構の資産、負債及び純資産の増減、異動並びに収益及び費用は、その原因となる事実の発生した日により事業年度所属を区分するものとし、その日を決定することが困難な場合は、その原因となる事実を確認した日により事業年度所属を区分するものとする。

(予算統制)

第4条 機構は毎事業年度ごとに予算を作成し、その収入及び支出は、予算に基づいて統制する。

(会計単位)

第5条 機構の会計単位は一つとし、本所が一括処理する。

(会計担当職)

第6条 財務及び会計に関する事務の適正化を図るため、次に掲げる会計担当職を設けるものとし、その担当する事務は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 契約担当職 機構の収入及び支出の原因となる契約その他の行為に関すること
- 二 債権管理職 債務者に対する納入の請求、督促その他の債権の保全に関すること

- 三 財産等管理職 不動産等の維持及び管理等に関すること
 - 四 出納命令職 機構の収入及び支出の決定、出納職に対する現金、預金又は有価証券の出納命令及び勘定科目間の振替命令に関すること
 - 五 出納職 出納命令に基づき、現金、預金及び有価証券の出納保管に関すること
- 2 前項に掲げる会計担当職の事務を担当する者については、別に定める。
- 3 理事長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、役職員に第1項各号に掲げる者の事務を代理させ、又は事務の一部を処理させることができる。

(会計担当職の兼務の禁止)

第6条の2 会計担当職のうち、出納命令職と出納職とは兼ねることができない。

第2章 勘定整理及び帳簿

(勘定科目)

第7条 機構の一切の取引は、別に定める勘定科目により表示しなければならない。

(取引の仕訳整理)

第8条 機構の資産、負債及び純資産の増減並びに収益及び費用の発生に関する取引については、会計伝票を作成し、これにより記録・整理するものとする。

(会計帳簿等)

第9条 機構は、会計に関する次の帳簿及び伝票を備え、所要の事項を整然かつ、明瞭に記録するものとする。

- 一 会計伝票
- 二 日計表
- 三 総勘定元帳
- 四 合計残高試算表
- 五 補助帳簿
- 六 諸管理簿

(会計帳簿等の保存期間)

第10条 会計帳簿、伝票及び経理関係書類の保存期間は次のとおりとする。

- 一 財務諸表、事業報告書、決算報告書 30年保存
- 二 会計伝票、日計表、総勘定元帳、合計残高試算表、補助帳簿、諸管理簿 7年保存
- 三 その他の経理関係書類 5年保存

第3章 予算

(予算の内容)

第11条 理事長は、省令第2条に規定する事業計画に基づき、収入支出予算を定める。

- 2 前項の収入予算はその性質に、支出予算はその目的に従って区分するものとする。

(予算実施計画等の示達)

第12条 理事長は、前条の区分ごとに収入支出予算実施計画を定め、これを執行単位ごとに示達するものとする。

2 理事長は、必要があると認めたときは、前項の収入支出予算実施計画を変更することができる。

(支出予算の実施)

第13条 各執行単位は、第12条第1項の規定により示達された支出予算実施計画の範囲内において執行する。

(支出予算の流用)

第14条 各執行単位は、第12条第1項の規定により示達された予算実施計画の運営費交付金、施設整備費補助金、受託費又はその他の費用の間において相互に流用してはならない。

(支出予算の繰越)

第15条 支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものについて、支出予算の実施上必要があるときは、経済産業大臣の承認を受けた金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

第4章 金銭等の出納

(金銭及び有価証券の定義)

第16条 金銭とは、現金、預金をいい、有価証券とは、国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券とする。

2 現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書、その他随時に通貨と引き換えることができる証書とする。

3 預金とは、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託とする。

(取引銀行)

第17条 理事長は、銀行を指定して預金口座を設けるものとする。

(預金の約定)

第18条 預金の約定は、本所においては理事長、国際評価技術本部(大阪市)においては本部長、バイオテクノロジーセンター(木更津市)、製品安全センター(大阪市)においては所長、支所においては支所長が行うものとする。ただし、業務上理事長が特に必要と認めた者はこれを行うことができる。

(現金の預託等)

第19条 余裕金は、業務上必要な額を除き、通則法第47条に定める方法により運用するものとする。

(手許現金)

第20条 出納職は、別に定める特定の費用の支払に充当するため、手許に現金を保有することができる。

2 前項に規定する手許現金の保有限度額は、別に定める。

(収 納)

第21条 機構の収入となるべき金額を収納しようとするときは、原則として、申請者等に対して納付の請求を行うものとする。

2 収納は、原則、銀行振込通知書等により確認するものとする。

3 収納金を確認したときは、納入者に対し、領収書を発行するものとする。ただし、銀行振込の場合は領収書の発行を省略することができる。

(債権の確保)

第22条 債権管理職は、納付期限までに納入されない債権があるときは、その債務者に対して納入を督促し、納入の確保を図らなければならない。

(支 払)

第23条 支払は、原則として、銀行口座振込により行うものとする。ただし、役職員に対する支払、その他取引上必要がある場合は、通貨をもって行うことができる。

2 支払にあたっては、相手先から領収書又はこれに準ずる証ひょうを受け取るものとする。ただし、銀行口座振込の場合は、振込依頼銀行の振込通知書等をもって、これに代えることができる。

(有価証券等の受入及び支出)

第24条 第21条第2項から第3項までの規定及び第23条第1項の規定は、有価証券及び機構の収入又は支出とならない金銭の受払について準用する。

(前金払及び概算払)

第25条 経費の性質上又は業務運営上必要があるときは、別に定めるところにより前金払及び概算払をすることができる。

(金銭の立替金の支払)

第26条 業務上緊急やむをえない場合において、物品の購入代金又は経費の立替支払を行うことができる。

(部分払)

第27条 工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、当該契約により完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、その完済部分又はその既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。

第5章 資 産

(資産の区分)

第28条 機構の資産は、流動資産、固定資産に区分する。

2 流動資産は、次に掲げるものとする。

- 一 現金及び預金
- 二 有価証券
- 三 たな卸資産
- 四 未収金
- 五 前払費用
- 六 未収収益
- 七 立替金
- 八 仮払金
- 九 前払金
- 十 賞与引当金見返
- 十一 その他

3 固定資産は、次に掲げるものとする。

- 一 有形固定資産
 - イ 建物
 - ロ 構築物
 - ハ 機械及び装置
 - ニ 車両運搬具
 - ホ 工具器具備品
 - ヘ 土地
 - ト 建設仮勘定
 - チ その他
- 二 無形固定資産
 - イ 特許権
 - ロ 借地権
 - ハ ソフトウエア
 - ニ その他
- 三 投資その他の資産
 - イ 敷金・保証金
 - ロ 退職給付引当金見返
 - ハ その他

(たな卸資産の範囲)

第29条 機構のたな卸資産は、仕掛品及び貯蔵品とする。

(固定資産の価額)

第30条 固定資産の取得価額は次の各号に定めるところによる。ただし、無形固定資産及び投資その他の資産については、有償取得の場合に限りその対価をもって取得価額とする。

- 一 新規に取得するものについては、買入価額、製作費又は建設費に当該資産を事業の用に供するまでに通常必要とする費用を加算した価額による。
- 二 交換により取得するものについては、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額による。

三 贈与、譲与、その他により評価編入するものについては、適正に評価した価額による。

四 政府から現物出資として受入れた固定資産については、機構法の現物出資の根拠規定に基づき資産評価委員会が決定した価額を取得価額とする。

(固定資産の計上基準)

第30条の2 第28条第3項第一号の有形固定資産に類するもので耐用年数が1年未満若しくは1個又は1組の取得価額が50万円未満の償却資産については、原則として資産計上しない。

(固定資産の減価償却)

第31条 有形固定資産の減価償却は当該資産の耐用年数にわたり、無形固定資産は当該資産の有効期間にわたり、定額法により行う。

2 償却の方法は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準に従い、減価償却を行うものとする。ただし、受託業務のために購入した固定資産の償却を行う期間は、個別の事情を勘案して別に定める。

第6章 負債及び純資産

(負債の区分)

第32条 機構の負債は、流動負債及び固定負債に区分する。

2 流動負債は、次に掲げるものとする。

- 一 運営費交付金債務
- 二 預り施設費
- 三 預り寄附金
- 四 短期借入金
- 五 未払金
- 六 未払費用
- 七 短期リース債務
- 八 前受金
- 九 預り金
- 十 前受収益
- 十一 引当金
- 十二 仮受金
- 十三 その他

3 固定負債は、次に掲げるものとする。

- 一 資産見返負債
- 二 長期預り寄附金
- 三 長期借入金
- 四 引当金
- 五 長期前受金
- 六 長期リース債務
- 七 その他

(純資産の区分)

第33条 機構の純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（繰越欠損があるときは欠損金）に区分する。

- 2 資本金は、次に掲げるものとする。
 - 一 政府出資金
- 3 資本剰余金は次に掲げるものとする。
 - 一 資本剰余金
 - イ 贈与資本
 - ロ 評価替資本
 - 二 その他行政コスト累計額
 - イ 減価償却相当累計額
 - ロ 減損損失相当累計額
 - ハ 利息費用相当累計額
 - ニ 除売却差額相当累計額
- 4 利益剰余金は次に掲げるものとする。
 - 一 前中期目標期間等繰越積立金
 - 二 目的積立金
 - 三 積立金
 - 四 当期未処分利益

第7章 契 約

(契約の方法)

第34条 機構における契約は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第2項に規定する場合を除き、公告して申込みさせることにより一般競争に付して入札させ、契約の目的に応じ、原則として予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札したものを契約の相手方とするものとする。

- 2 次の各号に掲げる契約を締結する場合は、随意契約によるものとする。
 - 一 契約の性質又は目的が一般競争に付することができない場合
 - 二 緊急を要する場合で、一般競争に付することができない場合
 - 三 競争に付することが不利と認められる場合
- 3 契約に係る予定価格が少額である場合は、第1項の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

(調達手続の特例)

第35条 機構の締結する契約のうち、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものに関する事務の取扱については、前条の規定にかかわらず国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）に準じて取り扱うものとする。

(入札保証金)

第36条 契約担当職は、第34条第1項の規定により一般競入札に付そうとする場合

は、その競争に加わろうとする者に、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合はその全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前号の入札保証金の納付は、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(入札保証金の帰属)

第37条 前条の規定により納付された入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばなかったときは機構に帰属するものとする。

(契約保証金)

第38条 契約担当職は、機構と契約を締結する者に契約金額の100分の10以上の契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合は、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 第36条第2項の規定は、前項の契約保証金の給付について準用する。

(契約保証金の帰属)

第39条 前条の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、これを納付した者が、その契約上の業務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(資格審査)

第40条 理事長は、一般競争に加わろうとする者に必要な資格及び公告の方法その他競争について必要な事項を別に定める。

(契約書の作成)

第41条 契約担当職は、契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項その他履行に関する必要な事項を記載した契約書を作成するものとする。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略又はこれに代わる書類をもって処理することができる。

(監督及び検査)

第42条 契約担当職は、工事又は製造その他の請負契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

- 2 前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。
- 3 前2項の場合において、契約担当職は補助者に命じて必要な監督又は検査を行わせることができる。
- 4 契約担当職は特に必要があると認められる場合においては、機構の職員以外の者に第1項及び第2項の監督及び検査を委託して行わせることができる。

- 5 契約担当職又は契約担当職から検査を命じられた者は、検査を完了したときは検査調書を作成しなければならない。
- 6 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ当該請負契約による支払をすることができない。

第43条（削除）

第8章 決算

（合計残高試算表）

第44条 出納命令職は、月次の財務状況を明らかにするため、合計残高試算表を作成しなければならない。

（年度末決算）

第45条 年度末決算に際しては、当該年度末における資産、負債及び純資産の残高並びに当該期間における損益に関し真正な数値を把握するための各帳簿の締切りを行い資産の評価、債権債務の整理、その他決算整理を的確に行うものとする。

（財務諸表等）

第46条 理事長は、前条の整理を行った後、次の各号における財務諸表、事業報告書及び決算報告書を作成しなければならない。

- 一 貸借対照表
- 二 行政コスト計算書
- 三 損益計算書
- 四 キャッシュ・フロー計算書
- 五 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 六 純資産変動計算書七 附属明細書

第9章 会計監査及び責任等

（会計監査）

第47条 理事長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、必要と認めるときは特に命令した職員に会計監査を行わせるものとする。

（会計担当職の責任）

第48条 会計担当職は、財務及び会計に関し適用される法令並びにこの規程に準拠し善良な管理者の注意をもってそれぞれの職務を行うものとする。

- 2 会計担当職は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、機構に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

（財産亡失等の報告義務及び責任）

第49条 役職員は、機構の金銭又は有価証券を亡失したときは、当該金銭又は有価証券を管理する出納職に報告しなければならない。

- 2 役職員等は、機構の財産（前項に定める金銭及び有価証券を除く。）を亡失し、又

はき損したときは、当該財産を管理する財産等管理職に報告しなければならない。

3 役職員は、故意又は重大な過失により、機構の金銭、有価証券又は財産を亡失又はき損したときは、その損害を弁償する責めに任じなければならない。

(弁償責任の決定)

第50条 理事長は、役職員が機構に損害を与えたときは、弁償の要否及び弁償額を決定するものとする。

第10章 雑則

(雑則)

第51条 この規程を実施するために必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年9月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。